

# 独立行政法人男女共同参画機構法案要綱

## 第一 総則

### 一 名称

独立行政法人男女共同参画機構とすること。（第二条関係）

### 二 機構の目的

独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）は、男女共同参画促進施策（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号。以下この二及び第三の一の1において「基本法」という。）第八条に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をいう。以下同じ。）に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成（基本法第二条第一号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。第三の一の3において同じ。）の促進に寄与することを目的とする。（第三条関係）

### 三 中期目標管理法

機構は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第二項に規定する中期目標管理法人とすること。（第四条関係）

### 四 事務所

機構は、主たる事務所を埼玉県に置くものとする。（第五条関係）

### 五 資本金

機構の資本金について所要の規定を設けるものとする。（第六条関係）

## 第二 役員及び職員

### 一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事一人を置くことができるものとする。（第七条関係）

二 理事の職務及び権限、任期等について所要の規定を設けるものとする。（第八条及び第九条関係）

### 三 秘密保持義務

機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする  
こととし、その職を退いた後も、同様とすること。（第十条関係）

### 四 役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令に  
より公務に従事する職員とみなすものとする。（第十一条関係）

## 第三 業務等

### 一 業務の範囲

機構は、第一の二の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。（第十二条関係）

1 基本法第八条に規定する基本理念に関する国民の理解を深めるための啓発活動及び広報活動を行う  
こと。

2 男女共同参画促進施策に係る国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体その他の関係者相互  
間の連携及び協働の促進を行うこと。

3 女性教育関係者その他の国及び地方公共団体において男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員並びに民間の団体において男女共同参画促進施策に関する活動に従事する者並びに外国の機関の職員であつてその国における男女共同参画社会の形成の促進に関する業務に従事するものに対する研修を行うこと。

4 女性教育に関する専門的な調査及び研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究を行うこと。

5 女性教育に関する情報及び資料その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施並びに民間の団体が行う男女共同参画促進施策に関する活動に資する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

6 1から5までに掲げる業務に関し、男女共同参画促進施策に係る国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体に対し、助言を行うこと。

7 1から6までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 二 積立金の処分

1 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものとする。 (第十三条第一項関係)

2 内閣総理大臣は、1の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。 (第十三条第二項関係)

3 機構は、1に規定する積立金の額に相当する金額から内閣総理大臣の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとする。 (第十三条

#### 第三項関係)

4 1から3までに定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。 (第十三条第四項関係)

### 第四 雑則

一 機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとすること。 (第十四条第一項関係)

1 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣とすること。

2 第三の一の3に掲げる業務（女性教育関係者に対する研修に係る部分に限る。）及び第三の一の4から6までに掲げる業務（女性教育に関する業務に係る部分に限る。）並びにこれらの業務に附帯する業務に関する事項については、文部科学大臣とすること。

3 業務のうち、2に規定する業務以外のものに関する事項については、内閣総理大臣とすること。

二 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とすること。（第十四条第二項関係）

## 第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。（第十五条及び第十六条関係）

## 第六 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行するものとする。（附則第一条関係）

二 機構は、この法律の施行の時に成立するものとする。（附則第二条関係）

三 独立行政法人国立女性教育会館は、機構の成立の時にいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて機構が承継するものとする。 (附則第三条関係)

四 独立行政法人国立女性教育会館法 (平成十一年法律第百六十八号) は、廃止するものとする。

(附則第七条関係)

五 その他所要の経過措置を設けるものとする。